

令和6年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年4月10日 午後3時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について

議案第4号 甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場 竜一郎

10 番 本田 廣正

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

外村 和彦

井芹 康雄

伊佐 浩二

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

11 番 中村 幸信

農地利用最適化推進委員

松永 博文

8. 議事録署名人

1 2 番 河嶋 隆雄

1 3 番 緒方 寛二

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻になりましたので、ただいまから総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。令和6年度の第1回の農業委員会の定例の総会になります。これから1年ですね。今の私たちの任期が一昨年の4月に拝命をしてちょうど3年目になります。皆さんも最終年ですので、今までの経験を活かしながら皆さんと共にがんばっていきたいと思います。皆さんも新聞、テレビ等で既にご承知かと思いますが、今国会の方では食料・農業・農村基本法の改正が行われています。前回も申し上げましたと思いますが、この中で一番私が気になるのが農地法の改正です。これが恐らく今年出てくるか出てこないかは分かりませんが、なんせ日本の農地がですね。1960年代には609万ヘクタールほどありました。それが昨年には430万ヘクタールに減って、言うならば食料の安全保障の食料を生産するいっぱいだけの面積だという風に聞いておるところです。従いまして今後の私達が行っております農地の転用の関係ですね、これについてが今まで以上に厳しくなりはしないかこのように思っているところです。また、既に行っております集落接続とかあるいは既存の施設の拡張、これについてはさほどやかましくはならない、このように思っておりますが、御承知のようにTSMCの進出とかそういう大企業の進出が非常に日本各地で進んでおります。従いまして耕作面積が減る、こういうところに非常に今後神経を尖らせておりますので、非常に厳しい部分があるのではと思います。元々この業務は国が行ってきたものを県あるいは自治体に委任した部分でありますので、非常に国も痛しかゆしのところがあるかと思いますが、やみくもに締め付けても非常に難しいかなと思っております。いずれにしてもさっき申しましたように厳しくなるのは間違いないという風に思っております。そういう意味で今年1年間、皆さんと共に残された1年間でありますが、汗を流していきたいと思っております。今日は3条、基盤法、それから業務の目標、スケジュール等ですね4

つの議題を用意しておりますので、皆様方の真摯な意見をお伺いしながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをしておきたいと思いをします。簡単ではあります以上でご挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは本日は、12番委員の河嶋隆雄委員と13番委員の緒方寛二委員のほうにお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速議案審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条許可申請書審議についてです。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。申請地は赤色の部分です。こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございまして、今回の申請地についてはこちらの桜の丘から東へ約850メートルのところに1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、1 番委員の境委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

1 番 1 番委員の境です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8 番委員の平井委員から説明をお願いします。

8 番 8 番委員の平井です。

先月の3月27日に会長、草場委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字東寒野にある1筆です。

申請地には、いちじくの栽培を計画されております、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ありがとうございます。ただいま、8 番委員の平井委員から現地調査の報告、また、1 番委員の境委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

5 番 譲渡人より譲受人が年齢的に高齢の方と思うんですけども、何か後継者かなんかはいらっしゃるんですか。

会 長 事務局、説明よろしいですか。はい、どうぞ。

事務局 後継の方がいらっしゃるかは確認ができておりません。ただこれまで譲渡人のご主人が亡くなっていらっしゃるんですけども、生前の頃から15年前からこの農地の耕作を手伝いをされていたということで、今回所有権移転となっております。

会 長 伊豆野委員よろしいでしょうか。次に、河嶋委員どうぞ。

12 番 お金のことになりますけれども、えらい金額が安いので、譲受人と譲渡人

の間には何かあるのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 特に譲受人と譲渡人の方、御親族関係ではないんですけれども、値段の金額の交渉をされた際にあまり高いと買うことができないということでこの金額になったと聞いております。以上です。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。その他にご意見、はい、本田委員。

10 番 面積が219平米なんですけれども、この写真を見ると広すぎるんだけど、どこですかね。

事務局 現地確認の写真を前のスクリーンで説明いたします。今回こちらが申請土地になっておりまして、こちらのこの農地が今回の申請土地でございます。ここにあと1筆実は畦倒しをされているんですけれども、200平米ほどの農地がありまして、ここは別の方の所有の農地です。ただこちらの農地とまたこの間の広い500平米くらいの土地があるんですが、ここは今回の譲受人の方の所有の農地になって、奥の方です。

10 番 ぱっと見るとそれ同じように見えて、草の生え方が。

事務局 畦倒しをされていて200平米

10 番 非常に分かりにくい写真ですね。

事務局 現地確認をしたんですけれども、イチジクがうわっているところからが恐らくこの申請土地ではないのかと。こちらのこの農地は別の方なんですけれども。同じ方が管理はされています。

10 番 管理はでしょう。地権者は違うでしょう。杭かなんか打ってあったのかというのも気になって。でも所有権移転ですけんね。

5 番 自分もあれだったんですけれども、今回、自分も別の土地で畦を倒す予定だったんですけれども、そこで測量してポイント出しているんで、だから土地も多分しようと思えばできるんですよ。それをされていないだけで、ポイントはすぐ出せると思うんですね。

会 長 よろしいですね。そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

8番委員の平井委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の平井です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに旧宮内小学校、現在の甲佐町民俗資料館、宮内地区社会教育センターがございまして今回の申請地はここから東に約820メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、8 番委員の平井委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

8 番 8 番委員の平井です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9 番委員の草場委員から説明をお願いします。

9 番 9 番委員の草場です。

先月の3月27日に会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字西原にある農地1筆です。申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、9 番委員の草場委員から現地調査の報告。また、8 番委員の平井委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 案件の土地は甲佐にありますけれども、譲渡人と相手が地区外となっていますけれども、こういった案件は当農業委員会で審議するのですか。

事務局 事務局から回答します。今河嶋委員から居住者が2人とも甲佐町でない方で農地

は甲佐町で農業委員会にかけるとのことでしたけれども、実はご実家が譲渡人さんと譲受人さんは譲渡人のお母さまと譲受人さんが姉妹でいらっしやって、元々甲佐町のご出身です。今回の申請地の隣、ここが譲渡人のお母さまと譲受人のご実家と。

会 長 河嶋委員よろしいでしょうか。はい、伊豆野委員。

5 番 今、奥の方に樹木が植わっているんですけれども、これは柿なんですかね。野菜の作付ということで、抜根して全部野菜を植えられるか手前の樹木がないところだけ野菜を植えられるのか。

事務局 申し訳ございません。先程の説明で野菜の作付ということでしたけれども、栗と柿も植わっておりまして、栗と柿の栽培も同時にされるということでした。

5 番 わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。その他に何かございますか。

1 番 参考までに聞きたいんですけれども、西原、この周辺の地区というのはどんな感じなんですか。その結果放棄地が多いとか。

8 番 限界集落というかこのままほっといたら草ぼうぼうになって何も作っていないし。

1 番 耕作したらというところはまずないですね。

8 番 そうですね。

会 長 境委員よろしいでしょうか。その他に何かございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いいたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について。別紙のとおり諮問があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

6ページをお願いいたします。

甲農第2301号、令和6年3月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の7ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第1回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が1筆の519平米となります。賃借権の新規については5年の田が4筆の3,309平米、6年の田が10筆の12,603平米、10年の田が2筆の1,352平米となります。使用貸借権の再設定、及び新規については、今回はございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が17筆の17,783平米となります。

その他、所有権移転についてはございません。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長 それでは、8ページをお願いします。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐中学校がございまして、こちらに町営住宅立岩団地がございまして。今回の申請地は甲佐中学校から南西に約240メートル、の県道稲生野甲佐線に2筆ございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、人農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米・飼料用稲・飼料用作物の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員どうぞ。

1 番 対価についてお伺いしたいんですけども、譲渡人の方が愛媛県ということで、

大体なら現金の方がいいんじゃないかと思うんですけども、ここでは物納という形になっているんですけども、この90キロというのをどのように愛媛県の方に送られるのか、また送料なんかはどっちもちになるのか、その辺わかれれば。

会 長 事務局お願いします。

事務局 今のご質問に関しまして回答いたします。まず賃借料等に関しましては物納にされるか現金の支払いにされるかはお互いで話をし取り決めをしていただきますので、今回物納という形で契約にされています。物納という形で取り交わすということで申請をされています。今ご質問がありました物納にされた場合のこのお米のやり取りの方法なんですけれども、この申請人の方は元々甲佐町のご出身の方でして、妹さんとこの相手方が同級生でいらっしゃるんですね。今も妹さんとも相手の方も親交がおわりでして、一旦申請人の方の妹さんにお米をお渡ししてそれから妹さんを経由して愛媛の方に送ったり、時々甲佐に帰ってきておられるので、お渡しするという風になっております。

会 長 境委員よろしいですかね。ほかに何か御意見ございませんか。

ないようでございます。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに木村のあられさんがございます。今回の申請地は木村のあられさんから北へ約30メートルの芝原第一に1筆、木村のあられさんから北東に約220メートルの白旗字川田に4筆、このように隣接してあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、境委員。

1 番 議受人さんのことについてちょっとお尋ねしたいんですけど、白旗地区なんか結構法人なんか活発に動いておられるんですけれども、この議受人の方は個人でされている。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局から回答いたします。法人ではなく個人で今回借りられる予定です。以前区長さんをされていたというご縁があつて、何かあつたら自分を頼ってくれるようになったという経緯があつて、今回個人で借りられるということになっています。以上です。

会 長 境委員よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは、採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりましてこちらに木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございます。こちらがJA白旗支所、ガソリンスタンドがございまして今回の申請地はこのガソリンスタンドから北西へ約170メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、飼料用稲の作付をされています。今回の申請地には米、飼料用稲の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があつたところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

特に質問もないようでございます。それでは、採決をいたします。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、番号4番、番号5番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。今回の申請地は赤色の部分です。こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございまして、今回の申請はこちらから北西へ約230メートルのところに2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番、5番の相手方は美里町の認定農業者で、主に飼料用稲の作付けをされています。今回の申請地にも米、飼料用稲の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思えます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員どうぞ。

1 番

譲受人の年齢が42歳ということで新規で多分この小川島の方に借りられる。今後、小川島地区の面積を増やしたいという意向というのはあるんですか、そのへんまでは聞いてないですね。

会 長

事務局、そこ分かる範囲で。

事務局

今後、小川島地域で経営拡大をされていこうか考えていらっしゃるかは確認ができていないんですけれども、今回、申請時にいただいた経過をご説明いたしますと相手方のお父様と申請人のお2人とは30年来のお付き合いがございまして、その流れで息子さんの方で引き継ぎをするということで伺っております。

1 番

どちらのほうですか。4番ですか、5番ですか。

事務局

4番5番の相手方のお父様と4番と5番の申請人の方はもうお三方共30年来のお付き合いがございましてということ。

会 長

境委員よろしいですか。その他にご意見ございせんか。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番、5番については、原案のとおり承認いたします。続きまして、9ページをお願いします。

番号6番について審議したいと思います。番号6番の相手方(譲受人)は、5番

委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。今回の申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐小学校がございましてこちらを国道443号線が通っております。今回の申請地は甲佐小学校から東へ約230メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は認定新規就農者で主に米、麦、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見ございませんか。

質問等ないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認をいたします。伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに国

道443号線が通っておりまして、こちらに甲佐大橋がございます。今回の申請地は甲佐大橋から北へ約130メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号7番の相手方は、認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。今回の申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐町役場、こちらにロッキー甲佐店がございまして、今回の申請地はここから北西に約375メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号8番の相手方は人農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米、菊の作付をされています。今回の申請地には菊の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員どうぞ。

1 番 譲受人の状況についてお伺いしたいんですけども、耕作面積が1,254ということで、農地利用集積計画、譲受人というのはこれで通してよかですか。面積はあまりにも少なすぎるんじゃないかと。

会 長 事務局をお願いします。

事務局 事務局より回答いたします。人農地プランに位置づけられた方でこの面積で認めてもいいのかというご質問なんですけれども、結果から申し上げますとこの人農地プランというのが、集落毎に作成をされていてこの方も認めるということで集落か

らあがってきています。面積はこれまでお父様がお生前の時は一緒に耕作をされていまして、もっと面積がおありだったんですけども、一昨年お父様が亡くなられて、昨年ご自身が病気をされたことがあって、本来は農地を返していたので耕作面積がぎゅっと減っている状況です。今後、この人農地プランに位置づける方としてみなしていいかは地域計画がこれから策定をされますので、この地域計画の見直しと併せて該当するかどうかも見直しをされる可能性もあります。

1 番 この面積だけ3条でもよかったんでしょ。

事務局 この方が人農地プランとして位置づけられた方として今登録はされていらっしゃるんです、これで申請をされています。

会 長 そのほかにご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号9番について審議したいと思います。

この案件も、熊本県農業公社を通しての賃借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。今回の申請地も赤色の部分です。こちらに甲佐小学校がございまして、こちらが葬祭場の碧水苑でございまして。碧水苑から南西約70メートルのところに仁田子立野2筆隣接しておりまして、そこから北へ約310メートルのところに仁田子字道中に1筆ございまして。合計、仁田子で3筆ございまして。申し訳ございません。議案書に1筆ということで記載があるんですけども、申し訳ございません。3筆で修正をお願いいたします。失礼いたしました。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号9番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

5 番 休憩いいですか。

会 長 しばらく、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時55分

再開 午後 4 時 5 分

会 長 それでは再開します。五嶋委員どうぞ。

6 番 前にも僕は知らんとですけど、どっかの地区の大きな農業者の方が借りられたけど、管理があまりされないので迷惑するというようなことで、どぎゃんかしてくれというような意見が出たところがあったんですよ。そういうことならば放任とは違うけど、放任に近いような状態で管理をされるのであれば、そういうことは農業委員会としての立場というか、あまり許される内容じゃないんじゃないかなと感じるところであったんですよ。だから伊豆野さんが一生懸命、反対じゃないですけども、迷惑しよりますということばははっきり言われた方がですね。しかも地域外の方ですから、いっちょん構わんという感じでそうやってもらうならその畑の周りの農家の方は、恐らく迷惑されると思うんですよ。ヒエがいっぱいで消毒せんでウンカがいっぱい出たというようなことが例えば出てきたとすればですね。その辺をあれすると結局農業委員会の意味がなくなることになるけんですね。僕たちはその状況を分からんから伊豆野さんが説明によって、そういうことならば反対しようかねっていうのもある。今の意見が出たけんそういうあれになりましたけれどもね、そういうことです。

会 長 五嶋委員からも田上委員からも貴重な意見があったと思います。さっき言いましたように農業委員会としては新規就農者ですから年に何回も会議がありますので、その中で強く申しながら本人にもその旨伝えながらいくならなと。それから先はしばらくは見とかんとしょうがないからですね。そういう形で対応していきたいと思います。

6 番 それはそれとして、その後の生産の仕方が甲佐町の農業委員会の意に沿ってないと、背くという状態が確認された時にはどうなるとですかね。

会 長 それなりに対応せんといかんです。

6 番 もう 1 回返してもらうとか。

会 長 そうそうそう。

事務局 休憩をお願いします。

会 長 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時10分

再開 午後 4 時20分

会 長 それでは、再開します。

再開いたしますけれども、貴重な意見があっちこっちから出ていますので、要するに野放しちやいかんからですね。そこは農業委員会としても厳しくお達しをしながら対応していかないといけないと思いますので、ただ公社を通して誰でもできる、条件はありますので、そ　の中でさっき言ったような意見が出るということはよくないことですから、そこら付近はそれなりの対応をしながら今後やっていかんしょうがないかなと思ってはいますので。

6　　番　　今、事務局の方からある程度の対応の成果というか、そういうのも話がありましたので、そういうところではこっちは安心しました。だからさっきも言いましたけれども、そういった報告がないと改善されているということが分からんといらんこと言ったことになるかもしれんけんですね。それは良かったです。

会　　長　　田上委員も新規就農者のことを非常にこう言ったのは、これは全くいいことだと思うんですね。若い人がいない中でがんばっていくと、ただ後の問題もその点だけを押さえていけばいいかなということで、農業委員会の方では対応していきたいと思います。色々意見もあるかもしれませんが、今言ったような形で採決をとっていきます。

それでは、この案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

全員賛成ではありませんが賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認をいたします。

議案第3号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長　それでは、18ページをお願いいたします。

議案第3号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてになります。

令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上でございます。

会　　長　　ありがとうございました。

それでは、事務局から令和6年度最適化活動の目標の設定等について、説明をお願いします。

事務局　それでは、19ページをお願いします。令和6年度最適化活動の目標の設定等につ

いて説明いたします。

こちらは、国のガイドラインを基にして作成しております。

それでは、1、農業委員会の状況です。

農業委員会の現在の体制といたしまして、農業委員の数が14名、農地利用最適化推進委員の数が10名となっております。

2、農家・農地等の概要です。こちらは、農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。総農家数752、甲佐町の認定農業者数83、認定新規就農者数8名、農業参入法人5となっております。また、耕地面積につきましては1,190ヘクタールとなっております。

次のページをお願いいたします。

Ⅱ、最適化活動の目標です。

1（1）農地の集積についてです。現状といたしましては、管内の農地面積は1,190ヘクタール、これまでの集積面積については660ヘクタール、集積率は55.5%となっております。

②目標につきましては、これは令和5年3月9日の定例会で決定した指針を基に作成しております。新規の集積面積は38ヘクタール、今年度末の集積面積（累計）は698ヘクタール、今年度末の集積率といたしましては58.7%を設定しています。

（2）遊休農地の解消についてです。現状としましては、1号遊休農地が83ヘクタール、うち緑区分の遊休農地面積、こちらは緑区分が草刈りなどで直ちに耕作可能な農地につきましては28ヘクタール、うち黄色区分につきましては55ヘクタールとなっております。

②目標につきましては、既存遊休農地の解消といたしまして、緑区分草刈りなどで直ちに耕作可能な農地につきましては、令和3年度緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることとなっておりますので、6ヘクタールとしております。また、新規に令和5年度に発生した遊休農地も解消することとなっておりますので、こちらは11ヘクタールとしております。

21ページをお願いいたします。

（3）新規参入の促進につきまして、現状としましては、令和5年度の新規参入者は1経営体、面積としましては1ヘクタールとなっております。

また、②目標につきましては、令和3年度から5年度の権利移動面積の平均の10分の1とすることが国のガイドラインとなっておりますので、平均が22ヘクタールで、新規参入者の貸付けなどについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が10分の1の2.2ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標につきましては、推進委員様等が最適化活動を行う日

数目標は、令和6年度につきましては、昨年同様1日当たりの活動日数を9日／月の目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、本年度も非農地化の検討を推進していくことを考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、甲佐町役場で随時行っている相談会等に参加していただくことを目標として記載しております。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございました。ただいま事務局から、令和6年度最適化活動の目標設定等について説明があったところです。皆様方から何か御質問はございませんか。境委員どうぞ。

1 番 19ページの耕地面積について、畑について442とあります。これについては遊休農地も含まれるということですよ。その場合、今後多分最適化活動の目標を達成するには非農地化も考えていくという考えていいんですかね。
新規で畑をされるというのはごくまれだと思うので、そちらの方でいくという。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

1 番 非農地化についてですけれども、確実にその地区で木が生い茂ったりとかそういうのは事務局の方に通知した方がいいですか。それとも地区である程度地権者を集めてこの辺は非農地化しましょうかと話し合いをした上で事務局に伝えた方がいいですか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今委員がおっしゃったように、夏頃利用状況調査等を行っていただきます。それに基づいて昨年はできなかったんですが、計画的に龍野方面からやっております。一昨年だったですかね。松本委員から地元の方の意見としてこういう状況なので非農地通知を出して欲しいと。2つの方法で非農地化の推進には努めていきたいと考えております。以上です。

会 長 松本委員どうぞ。

4 番 やっぱり地権者の同意が必要だね、自分が気になったところは地権者の人に了解を得てから話を進めていかんといかんと思います。

5 番 意向調査とかで調査に行ったんですけど、上豊内が物凄い狭小地で変な形をしていて畑なんですよね。陣ノ内とか山手の方とか、誰も耕作しないような。こういうところはどうやって対応していくべきかなと思って。僕も答えが出せてなくてあれなんですけれども、今後どうしていった方がいいのかというのは本部に言ってもしかたないんですけども。

1 番 一応、考えじゃ総会とかそういうところでその地権者とか集めて、確実にもう

山になっているようなところは地権者の人達の下承を得て。

5 番 大規模に金を払ってまで耕地整理するような状況でもないと思うんです。

会 長 地権者の同意を得ながら話し合いですね。そしてあげてもらおうとか。

1 番 今年また人農地プランなんかの話し合いもあるでしょう。役場を通して。

4 番 なんかの集まりの時に農業委員会からのお知らせですという形で、こぎゃんなつとるけん、どぎゃんですかと。

会 長 後継者不足でこれからそういうところが出る可能性はありますので。

ほかに何か御意見ございませんか。本田委員。

10 番 ここで令和15年度に集積率80%と書かれていますね。この集積率というのはあくまでも農業公社を通した集積率ですか。今法人で集積しているのは農業公社を通してよりも、個人のものを直接借りているところの方が面積が今多いんですよ。ここに現在58.7%と書かれているんだけど、これは要するに公社を通した分の集積率で書かれている。うちの田口の方でも集積しているのが後3年で切れるんですね。ただ集積している個人から借りている分の面積が多いんですよ。その辺はどう考えておられるか。

事務局 ここについては全てが公社を通してなのかというのは分かりません。ただ担い手と位置づけられた方への集積率になってくる。

10 番 だから集積をする時に、認定農業者が管理している土地だからということで、7年前にやったんですね。だから要するに認定農業者の人たちはこの時集積してないんですよ。全然、ゼロですね。個人所有なんですよ。スタート時点で、その点はどうなっているんですか、今。

事務局 それは補助金対応ですか。

10 番 はい。

事務局 法人を立ち上げられた時の集積協力金なり、集落協力金での話だと思いますので、その考え方と、集落に交付金がきたと思います。その考え方と違うんじゃないかなと思います。

10 番 だから集積率と出てくるから、この考え方は自分の土地は結局、中間管理機構に貸しなさいよという風に見えるんですよ。そういうことでもないんでしょう。

事務局 はい、だと思います。

10 番 そしたらこの80%というのはかなり大きいですよ。だから全部貸してしまいなさいという風になるでしょう。要するに認定農業者以外の田んぼは。その辺どう考えておられるのかなと思って聞きたかったんです。

推進委員 よかですか。この間配布物の中に農地の貸し借りについての記事がページが1枚載っていたけん、あれしっかり見ると、今後の貸し借りの料金の払いとか返す時の

ルールが今までとちょっと変わっているんだけん、その辺1つの鍵になってくるのかなと今思いですよ。今ちょうど農政の過渡期というか、農地法も変わるもんだけん、それと新しか農地法になった場合は、集積というのに非常に力をいれんと、効率的な農業がでкинもんだけん。それから1経営体としてどれだけ耕作できるか、その面積をどう広げてやるかというのが1つの課題になってくる。そうでないとまず農家がおらんし、辞めていく人はどんどん増えるわけだけん。後をどう管理するための施策を今後はたてようかというところに今やっと入り始めたのかなというのが、今度の農地法の改正にも出てくるけん、非常に今から興味深くしっかり、今国会で審議されよるその情報あたりを見といたがいいのかなと自分なりに解釈しています。今本田さんが言いなつたことあたりもきつと出てくるかもと思って。以上です。

会 長 事務局、この8割の関係。集積率の関係、これはなんか分かるね。
事務局 調べれば。

会 長 ただ、我々が言つた後継者不足、高齢者で、誰か担い手をつくりますよと。それは認定農業者なりに法人で作りますよと、これは集積率というでしょ。そこら付近の目標が。

事務局 ただ令和7年度からが契約のやり方、基盤強化の、相対の制度が無くなります。そここのところの考えでは本田委員がおっしゃつた通り、担い手さんに続けられる方は3条か公社を通しての契約しかありませんよ。ということで公社通しの集積率という風に考えられるかなと思いますけれども。

会 長 そこら付近はまだ未確定だけん、仮定の話しかできんけど。その部分ではその目標もいかしてもらおう。じゃないと仮定の話しかできんけん。

10 番 ただ2年後には前回やつたやつが再契約が必要になってくるわけですね。その辺がどうまとめきるのか、法人の仕事もあつて。ものすごく課題になるんです。

会 長 この目標そのものをちゃんと公社に聞いてあれせんとか分からんし、この出し方ですね。どういう風なやつを入れるのか。

10 番 ものすごい難しいところです。

5 番 それであれなんですけれども、公社通す時て農振が掛かつてないとできませんよね。農振が掛かつていない土地で借りますよというのは公社通せんとかですかね。新しく法制が変わつた時には。基盤強化がなくなつて公社を通してしか契約できんようになるじゃないですか。現状農振地しか公社入つてきませんよね。契約しか入れんすよね。それ以外のところだつたらもうじゃあ。その辺がちょっと無理やりかなと思うんですよね。

会 長 厳しい意見、難しい意見が出ていますので、事務局もちょっと賢慮しながら実施し

ていきましょう。色々意見もあるかと思うんですが、令和6年度の目標については今言った形で走っていきたいと思います。従いまして6年度の最適化活動の目標としては、一つには担い手への農地の集積、二つ目には遊休農地の解消、三つ目に新規就農者の参入の促進、四つ目に最適化活動を行う日数、五つ目に活動強化月間の設定、最後に新規参入相談会への参加について説明があったところです。この目標に向かいまして、私たち農業委員会としてはしっかり活動を進めていきたいと考えているところですので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。そういうことで今提案しました(案)については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

それから議案第4号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 22ページになります。議案第4号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について。

甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別紙のとおり作成しましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名になります。

会 長 ありがとうございます。それでは、23ページをお願いします。令和6年度甲佐町農業委員会業務スケジュール案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、23ページをお願いします。令和6年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について説明いたします。一般事務につきましては、毎月定例会が原則10日で行われます。農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会での説明、また、審議などをいたします。農地等の利用の最適化の推進に関しましては、本年度も農地の利用状況調査の実施、遊休化している農地について利用意向の調査、また、強化月間を先ほど審議していただきましたが、非農地化についても進めてまいりたいと思っております。研修等につきましては、昨年度もありました農地利用最適化推進大会と農業委員会ブロック研修会、農業委員の女性委員の会の研修、これらにも参加していきたいと思います。また、部会についてですけれども、それぞれの部会によって活動していくこととなります。4月については例年、標準作業賃金の決定を営農対策部会で行いますので、日程調整を後ほど行いたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、簡単ですけれども説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から令和6年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)につい

て説明があったところです。これについて、何か御意見、御質問はございませんか。

はい、境委員どうぞ。

1 番 2点ほど。農地法関係で3条4条5条のあっせん・調停・紛争とありますけれども、調停・紛争は今まで何もなかったような感じなんですけれども、どういうことでこの調停・紛争となるのか。

会 長 事務局、何分かりますか。

事務局 今、境委員がおっしゃった調停・紛争、これにつきましては私の知りえる範囲では行っていません。

1 番 それでは、削除してもいい。

会 長 法的にそういう案件をしますよと。入れなくてはいけない。

事務局 法的にそういう文言も入っています。

1 番 はい。もう1点、部会のメンバーチェンジなんかは今年はないわけですね。今まで通り。

事務局 はい。3年間は一緒です。

会 長 よろしいですか。

1 番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは今年3年目でありますので、ほかにはないようでございます。

私たち農業委員、最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づきまして、町長からの任命や農業委員会からの委嘱を受け、一昨年の4月1日から甲佐町農業委員会として様々な業務を行ってきているところです。

その中で、農地行政の適正な執行、あるいは農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動を行っているところです。

本年度は委員といたしまして先程も申し上げましたが、3年目の最後の年を迎えます。より充実した農地利用の最適化の推進が図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えていますので、農業委員、それから最適化推進委員の皆様の御協力を切にお願いをいたすところです。

具体的には、ただいま説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審議、二つ目に農地法に基づき担い手への農地利用の集積・集約化の推進、三つ目に農業者の将来の生活設計に役立てる農業者年金への加入推進、それから甲佐町の農業振興が図られるよう各種会議等への参加、最後に農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会への参加などに取り組んでいきたいと考えております。

そういうことで、令和6年度のスケジュール（案）として、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

これで議題は全て終わりましたが、最後にその他の項目で非農地証明願について、報告事項として、非農地証明願いの可否の判断について事務局より報告をお願いします。

事務局長 それでは、24ページをお願いいたします。

非農地証明願について、農地法第二条第1項の規定に基づき非農地証明願いがありましたので、農地管理部会により、現地調査の上、農地に該当するか否かの判断をなされたので、御報告をしていただくものです。よろしくお願いいたします。

会 長 まず、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明を申し上げたいと思います。

地図につきましてはお手元の資料25ページに添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。真ん中右下、赤く示した所が今回の非農地証明の農地でございます。下の方から県道の今吉野甲佐線がこのように通っておりまして、こちらに乙女小学校がございます。証明地につきましては乙女小学校から東に約110メートルの場所に位置しております。場所については以上でございます。

会 長 それでは、現地の状況について、非農地の判断に係る可否の判定について、農地管理部会長で、8番の平井委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の平井です。それでは、説明します。

今回の非農地証明願は、所有者から農地として復元することが困難で、復元しても、継続して利用することができないため、非農地証明書の交付を申請されたものです。

先日の3月27日に、会長、農地管理部会の草場委員、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字津志田字長興寺にある農地1筆で、農地の状況としては、農地全体が長年管理されておらず、竹等が生い茂り、森林の様相を呈した状況でした。

このことにより、今回申請の土地の状況を非農地証明の基準に照らし合わせた結果、非農地証明基準の3「荒廃農地のうち、農地と利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地できない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」で、アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われるため、農地

法第2条第1項の規定にある農地には該当しないと判断いたしました。

また、非農地証明をしたことによる周囲の営農に支障はないと思われます。

以上、報告を終わります。

会 長 ただいま、農地管理部会長で8番の平井委員から現地の状況報告、また、非農地証明の基準に照らし合わせた結果、農地に該当しないと判断したとの報告がありました。

このことにより、当委員会は、非農地として証明することといたします。以上です。

以上で、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしましたので、事務局へバトンタッチします。

事務局長 それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これを持ちまして、第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 2 番

1 3 番